

技術資料番号 ケ技資-10022号

国土交通大臣認定書

認定番号 PS060WL-0322  
(認定取得会社 トヨクニ電線株式会社)

2016年 4月

(認定管理会社)



**住電機器システム株式会社**



グループ長	担当

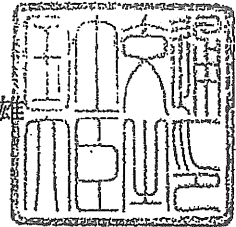


# 認 定 書

国住指第 954 号  
平成 18 年 8 月 16 日

トヨクニ電線株式会社  
取締役社長 猪口 洋志 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号ハ[防火区画貫通部 1 時間遮炎性能]の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

PS060WL-0322

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ケーブル・電線管／炭化水素系樹脂混入水酸化マグネシウム材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

ケーブル・電線管／炭化水素系樹脂混入水酸化マグネシウム材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

2. 申請仕様の寸法：

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項 目		申 請 仕 様
開口部	形 状	円形：φ123.4mm以下
	面 積	0.012m <sup>2</sup> 以下
占積率 (開口部面積に対する鋼製電線管断面面積の割合)		84.5%以下 *1) 鋼製電線管の管内面積に対する樹脂製電線管・ケーブル断面面積の総合計の割合は、30.1%以下 *2) 中空壁において、壁部と鋼製電線管との間に耐熱シール材を充てんする場合は、クリアランス（隙間）の幅は5mm以下
貫通する壁の構造等		両面強化せっこうボード重張軽量鉄骨下地間仕切壁（準耐火構造）及び建築基準法第2条第七号の規定に基づく耐火構造（60分）において、国土交通大臣が認定した壁 厚さ：100mm以上

3. 申請仕様の主構成材料：

申請仕様の主構成材料を表2及びケーブル・電線管の構成材料を表3に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項 目		申 請 仕 様	
充てん材	炭化水素系樹脂混入水酸化マグネシウム材 (以下、耐熱シール材という)	材料	炭化水素系樹脂混入水酸化マグネシウム
		充てん量	隙間が無いよう密に充てん
		充てん箇所	①及び② ① 鋼製電線管内部 壁の両側から奥行き50mm以上充てん ② 壁部と鋼製電線管とのクリアランス（隙間） 壁の両側からクリアランス（隙間）に幅5mm以下、奥行き25mm以上充てん
		セメントモルタル	材料 セメントモルタル(中空壁を除く) 組成 普通ポルトランドセメント 25 (質量%) 砂 75 使用量 隙間を密に充てん 充てん箇所 壁部と鋼製電線管とのクリアランス（隙間）
	ロックウールセメントモルタル	材料	ロックウールセメントモルタル(中空壁を除く)
		組成 (質量%)	ロックウール 50～80 普通ポルトランドセメント 20～50
		充てん量	隙間に密に充てん
		充てん箇所	壁部と鋼製電線管とのクリアランス（隙間）

表3 申請仕様のケーブル・電線管の構成材料

項目		申請仕様			
ケーブル	導体(又は芯線)の断面積	325mm <sup>2</sup> 以下 (1本あたり)			
	導体(又は芯線)の種類	銅、ガラス繊維、その他これらに類する不燃性の材料			
	絶縁体	塩化ビニル系	厚さ	2.5mm以下	
		架橋ポリエチレン系	厚さ	2.5mm以下	
	介在(円形に調整する充てん材)	紙又はジュート又はポリプロピレン等			
シース	塩化ビニル系	厚さ	2.1mm以下		
	架橋ポリエチレン系	厚さ	2.1mm以下		
電線管	鋼製	材料	鋼製電線管 (JIS C 8305)		
		呼び方	G16~G104	C19~C75	E19~E75
		外径	21.0~113.4mm	19.1~76.2mm	19.1~76.2mm
		厚さ	2.3~3.5mm	1.6~2.0mm	1.2~1.8mm
		長さ	200mm以上		
	樹脂製	材料	合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)		
		呼び方	PF管		
外径		φ23mm以下			

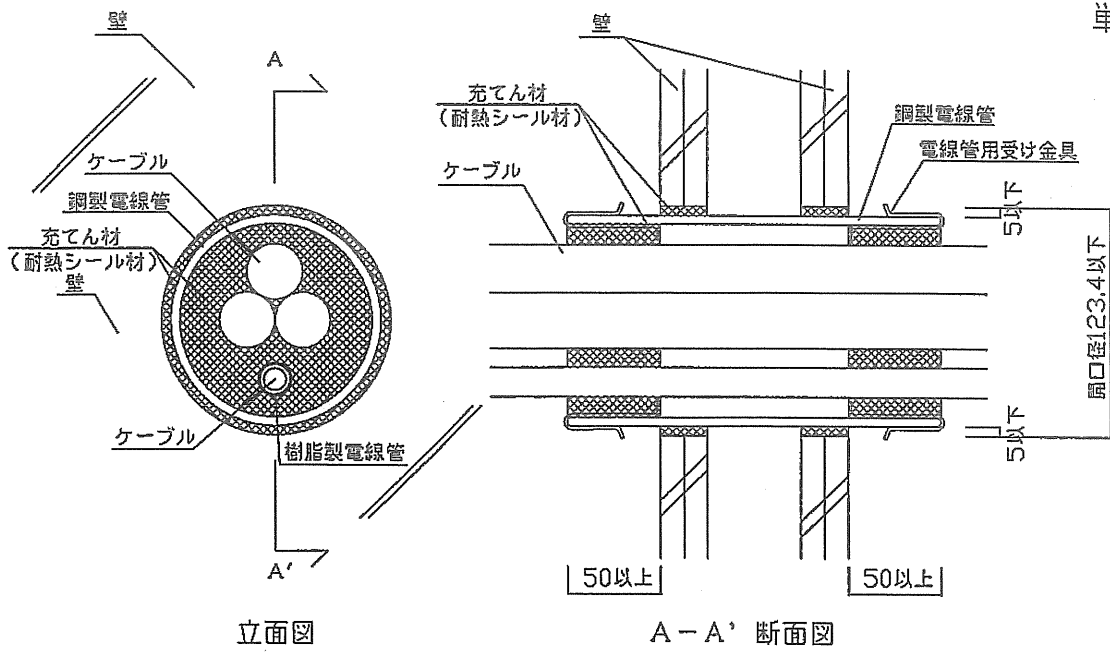
4. 申請仕様の副構成材料：  
申請仕様の副構成材料を表4に示す。

表4 申請仕様の副構成材料

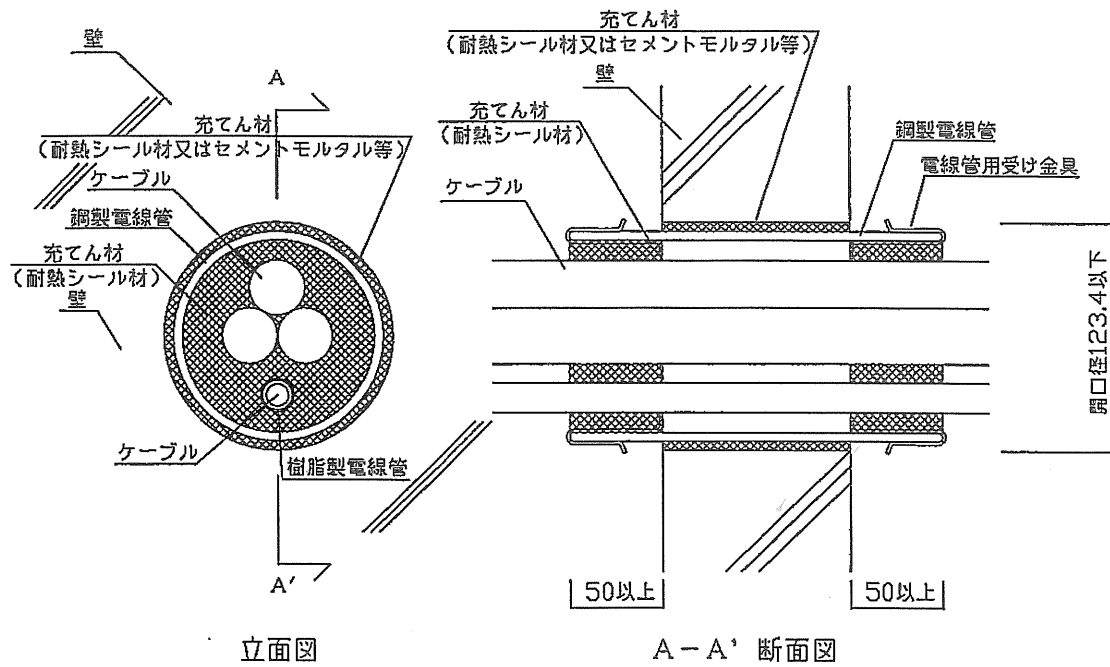
項目	申請仕様	
電線管用受け金具	材料	鋼製
	寸法	φ2mm (図1参照)

5. 申請仕様の構造説明図：  
申請仕様の構造説明図を図1に示す。

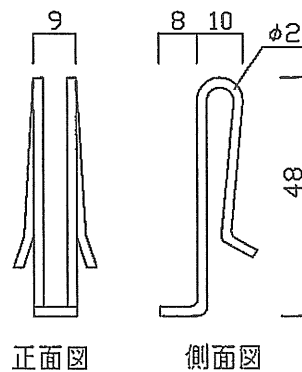
単位 mm



中空壁等の場合



鉄筋コンクリート等の場合



電線管受け金具

図1 構造説明図

6. 施工方法：

施工図を図2に示す。

施工は、以下の手順で行う。

(1) 開口部確認

開口部の開口面積、電線管、ケーブルサイズ、ケーブル占積率、壁厚等が申請仕様に適合しているかどうかを確認する。

(2) 貫通部材の確認

ケーブルに外傷等の異状が無い事をチェックした上で、ケーブルはできるだけまっすぐにする。なお、汚れ等がある場合、あらかじめウエス等で除去する。

(3) 電線管の施工(布設)

中空壁等の場合

鋼製電線管を開口部に挿入し、壁部と鋼製電線管とのクリアランス(隙間)に、耐熱シール材を隙間が無いように幅5mm、奥行き25mm以上充てんする。なお、充てんは壁の両側から行う。

鉄筋コンクリート等の場合

鋼製電線管を開口部に挿入し、壁部と鋼製電線管とのクリアランス(隙間)に、耐熱シール材の場合は、奥行き25mm以上(片側)充てんする。又はセメントモルタル等の場合は、隙間が無いよう密に充てんする。なお、充てんは壁の両側から行う。

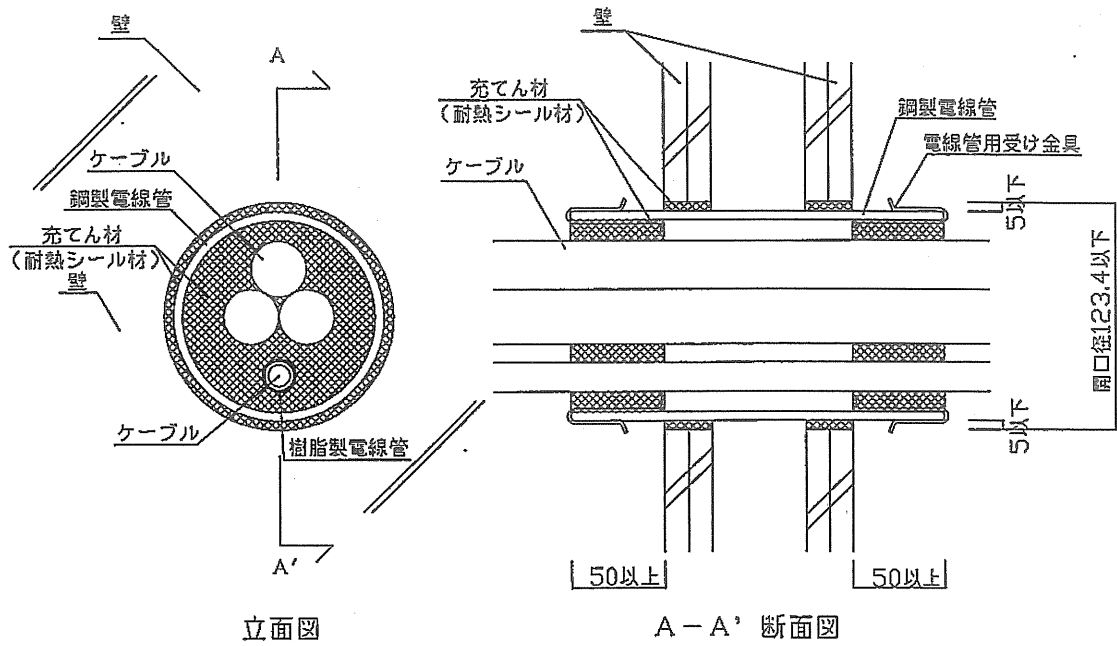
(4) 耐熱シール材の充てん

鋼製電線管内部にケーブル・樹脂製電線管等を挿入し、鋼製電線管に電線管用受け金具を挿入し取付ける。その後、鋼製電線管内部に耐熱シール材を隙間が無いように充てんする。この際、耐熱シール材の充てんは奥行き50mm以上とする。

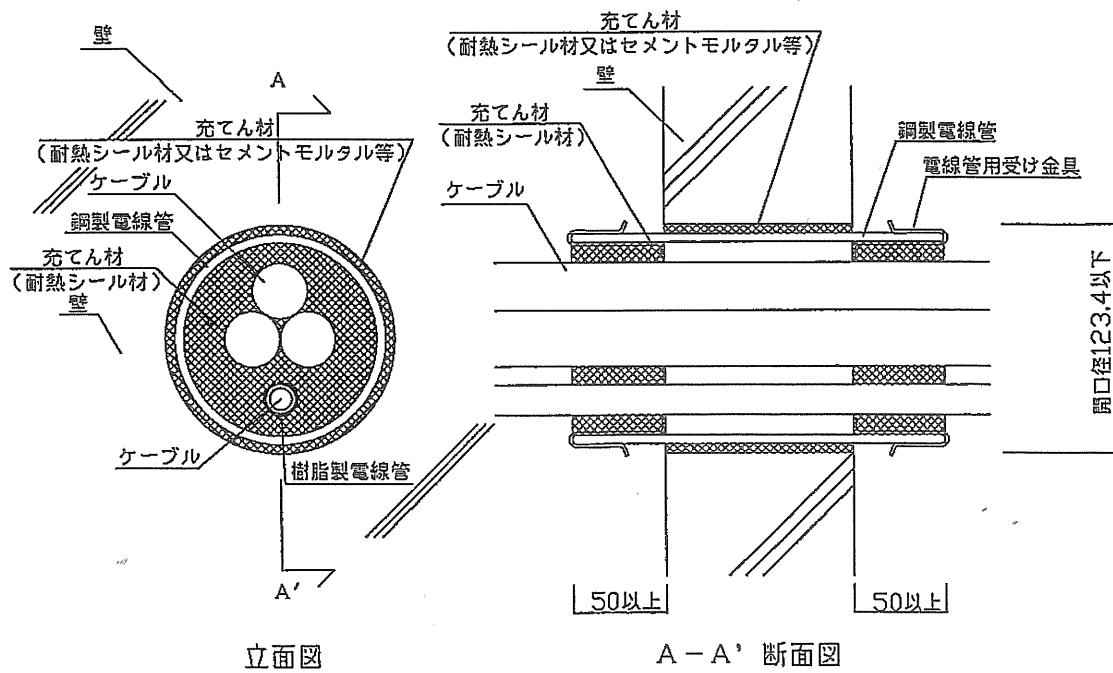
なお、充てんは壁の両側から行うこと。

(5) 最終確認

ひび・割れ・ムラ等の異常がない事を確認する。



中空壁等の場合



鉄筋コンクリート等の場合

図2 施工図